

## 新市建設計画変更方針

### 1 計画変更の趣旨

東日本大震災の発生を受け、平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行され、被災地では、合併特例債の発行可能期限が10年間延長されました。

特定被災地方公共団体である本市においても、平成37年度まで合併特例債を活用できることから、今後も継続して市の一体性を確立し、地域全体の均衡ある発展を図るとともに、さらには将来の財政運営の柔軟性を確保するため、新市建設計画を変更するものです。

### 2 計画変更の視点

- (1) 次期総合計画との整合及び現新市建設計画との継続性並びに連続性
- (2) 計画の実行性の確保
- (3) 財政状況の勘案
- (4) 社会情勢の変化への対応

### 3 計画変更の内容

- (1) 計画期間の変更  
平成18年度から平成27年度の10か年から平成37年度までの20か年に変更する。
- (2) 文言の修正  
社会情勢の変化、法令・制度改正等の状況を踏まえ、文言を修正する。
- (3) 数値の修正  
主要指標の数値データを直近の数値に入れ替え修正する。
- (4) 新市の主要施策に対する主な事業の追加（事業主体：市）  
計画延長期間に想定される事業の追加
- (5) 新市における県事業の追加
- (6) 財政計画の見直し  
計画期間の延長に合わせ、財政計画を変更する。

### 4 計画変更の体制

新市建設計画の変更は、次期総合計画の策定と整合を図る必要があり、次期総合計画基本計画の策定体制を活用し、また、広く市民の意見を求め、市民の意向や行政ニーズを的確に把握のうえ、市民と行政の協働のまちづくりによる計画策定を目指す。

- (1) 総合計画審議会（計画案の協議）
- (2) タウンミーティング（計画案に対する意見公募）
- (3) パブリックコメント（                    〃                  ）
- (4) 行政課題検討会（計画変更の進捗状況の確認）
- (5) 政策調整会議（                    〃                  ）
- (6) 市担当課（計画案の作成）

## 5 計画事業の選定

- (1) 次期総合計画や実施計画との整合性を検討し、社会情勢の変化や住民ニーズに弾力的に対応できるよう、現計画において、限定的な対象となっている事業については、記載内容等を見直す。
- (2) 平成 37 年度までの計画延長期間に想定される事業を対象とし、現計画のほか、新規事業は平成 27 年度策定の実施計画掲載事業から選定し、追加する。
- (3) 市政の重要課題である「ILC」、「少子・高齢化」、「人口減少」、「健康長寿」、「資源エネルギー循環型社会」などの特定課題について、関連事業の追加を行う。

## 6 計画変更のスケジュール

別紙「新市建設計画変更のスケジュール」のとおり。